

# 最近の防災対策の動向



内閣府(防災担当)

# 防災対策推進検討会議 最終報告(抄)

(平成24年7月31日 中央防災会議防災対策推進検討会議)

## 第3章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～

### 第2節 災害発生時対応に向けた備えの強化

#### (1) 災害即応体制の充実・強化

##### ④ 地方公共団体における体制整備

- 発災時、地方公共団体は他の地域の支援が届くまでは自力で災害対応を行う必要があるが、これまで大きな災害を経験していない地方公共団体では、災害対応に不慣れな場合もあることから、「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会」報告等も参考に、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前にチェックリスト化するなど対応体制を確立しておくべきである。
- 東日本大震災で庁舎や首長や職員が被災し、行政機能が著しく低下した地方公共団体があったこと等を踏まえ、地方公共団体の業務継続の確保のため、代替拠点の確保、首長や主要職員の代理の確保、重要情報のバックアップなどを推進すべきである。また、災害対応業務が特定の部課へ集中する実態を踏まえ、人員配置や支援要請も考慮する必要がある。
- 地方公共団体や防災関係機関は、防災業務計画や地域防災計画に受援計画を位置付け、応援に関する連絡・要請などの具体的手法も記載するなど、円滑な相互応援体制の確立を図るべきである。
- 国と地方公共団体間、地方公共団体相互間の広域応援を総合的かつより円滑に実施するため、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を行うべきである。特に、災害時の協力協定の相手方とは、相手方の業務規定や情報システム等の共通化を図ることが有効であり、少なくとも相手方の規定、システムへの習熟を進めるべきである。
- 地方公共団体間の応援に当たっては、東日本大震災の応援における知見(食料持参等の自己完結型の支援の必要性、カウンターパート方式の有効性、県と県内市町村がチームを組んだ応援の有効性、応援者に対して被災地方公共団体が指揮命令できない場合の考慮、支援者側の現地支援本部の必要性、被災地方公共団体での土木建築工事、用地確保、埋蔵文化財調査、申請事務等の職員不足)を十分に活用すべきである。
- 各地方公共団体とも、災害対応が未経験の職員が多いことを踏まえ、被災地の地方公共団体への支援活動が、自らの災害対応のためにも役立つことに留意すべきである。
- 被災地の周辺地域が被災地の後方支援を担える体制を推進するため、岩手県遠野市の事例等を参考に、防災計画等に被災地域外の後方支援基地の位置付けを行うべきである。また、遠隔地からの応援に当たっては、周辺地域の物資補給基地の確保も検討すべきである。
- 広域避難を受け入れた地方公共団体が主体的な判断で被災者の支援ができるよう自由度を確保した財政支援の必要性について検討すべきである。
- 各地方公共団体における災害対策の的確・迅速な実施のため、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため指定地方公共機関その他の関係者の出席を求めることができることをあらかじめマニュアル等に位置付けるべきである。
- 緊急時に外部の専門家や過去の災害対応の経験者の意見を聴けるような仕組みを平素から構築しておくべきである。
- 地方公共団体は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興に向けて、OB(自衛隊等国の機関のOBも含む)・民間の人材の任期付き雇用<sup>1</sup>等の人材確保方をあらかじめ整えておくべきである。

# 南海トラフ巨大地震対策について 最終報告 概要

## 南海トラフ巨大地震の特徴

超広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生  
避難を必要とする津波の到達時間が数分

➡ 被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なるものと想定

- 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン、インフラ被害の発生
- 膨大な数の避難者の発生
- 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
- 被災地内外の食糧、飲料水、生活物資の不足
- 電力、燃料等のエネルギー不足
- 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
- 復旧・復興の長期化

## 南海トラフ巨大地震対策の基本的方向

### ○主な課題と課題への対応の考え方

#### (1) 津波からの人命の確保

- 津波対策の目標は「命を守る」、住民一人ひとりが主体的に迅速に適切に避難
- 即座に安全な場所への避難がなされるよう地域毎にあらゆる手段を講じる

#### (2) 各般にわたる甚大な被害への対応

- 被害の絶対量を減らす観点から、耐震化や火災対策などの事前防災が極めて重要
- 経済活動の継続を確保するため、住宅だけでなく、事業所などの対策も推進する必要
- ライフラインやインフラの早期復旧につながる対策は、あらゆる応急対策の前提として重要

#### (3) 超広域にわたる被害への対応

- 従来の応急対策、国の支援・公共団体間の応援のシステムが機能しなくなるおそれ
- 日本全体としての都道府県間の広域支援の枠組みの検討が必要
- 避難所に入る避難者のトリアージ、住宅の被災が軽微な被災者の在宅避難への誘導
- 被災地域は、まず地域で自活するという備えが必要

#### (4) 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

- 被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響
- 日本全体の経済的影響を減じるためには主に企業における対策が重要
- 経済への二次的波及を減じるインフラ・ライフライン施設の早期復旧
- 諸外国への情報発信が的確にできるような戦略的な備えの構築

#### (5) 時間差発生等態様に応じた対策の確立

- 複数の時間差発生シナリオを検討し、二度にわたる被災に臨機応変に対応

#### (6) 外力のレベルに応じた対策の確立

- 津波対策は、海岸保全施設等はレベル1の津波を対象とし、レベル2の津波には「命を守る」ことを目標としてハード対策とソフト対策を総動員
- 地震動への対策は、施設分野毎の耐震基準を基に耐震化等を着実に推進
- 災害応急対策は、オールハザードアプローチの考え方に立って備えを強化

### ○対策を推進するための枠組の確立

#### (1) 計画的な取組のための体系の確立

- 総合的な津波避難対策等の観点等から、対策推進のための法的枠組の確立が必要
- 南海トラフ巨大地震対策のマスタープランの策定とともに、事前防災戦略の具体化に当たっては、項目毎に目標や達成の時期等をプログラムとして明示
- 応急対策についても、具体的な活動内容に係る計画を策定

#### (2) 対策を推進するための組織の整備

- 広域的な連携・協働のための南海トラフ巨大地震対策協議会の積極的活用及び法的な位置づけの必要性

#### (3) 戦略的な取組の強化

- ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた対策の総合化
- 府省を超えた連携、産官学民の連携など、国内のあらゆる力を結集
- 住民一人ひとりの主体的な防災行動が図られるよう、生涯にわたって災害から身を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成
- 国、地方を通じた防災担当職員の資質向上や人材ネットワークの構築が大切

#### (4) 訓練等を通じた対策手法の高度化

- 行政・地域住民・事業者等の地域が一体となった総合的な防災訓練の継続的な実施
- 実践的な津波避難訓練による避難行動の個人への定着

#### (5) 科学的知見の蓄積と活用

- 地震・津波及びその対策に関する様々な学問分野の学際的な連携
- 防災対策に関する応用技術の開発・普及の促進

## 具体的に実施すべき対策

- 事前防災 (津波防災対策、建築物の耐震化、火災対策、土砂災害・液状化対策、ライフライン・インフラの確保対策、教育・訓練、ボランティア活動、総合的な防災の向上 等)
- 災害発生時対応とそれへの備え (救助・救命、消火活動、緊急輸送活動、物資調達、避難者・帰宅困難者対応、ライフライン・インフラの復旧、防災情報対策、広域連携・支援体制 等)
- 被災地域内外における混乱の防止
- 多様な発生態様への対応
- 様々な地域的課題への対応
- 本格復旧・復興

## 今後検討すべき主な課題

- 南海トラフ巨大地震の発生確率
- 予測可能性と連動可能性
- 長周期地震動への対応

# 英国・米国における「強靱化(レジリエンス)」に向けた取り組み

## <英国>

- 2007年の大洪水被害等を受け、これまでの民間緊急事態法の見直しに着手

「重要インフラ・レジリエンス・プログラム」  
(Critical Infrastructure Resilience Programme) (2009年～)

「戦略枠組み及び基本方針」(2010年)  
・具体的な作業フレームワークの発表

### 短期目標：

- 洪水に対する9重要インフラの特定と対策の実施

「分野別レジリエンス計画」(洪水向けが先行)  
(Sector Resilience Plan for Critical Infrastructure) (2010年)

### 中長期目標：

「国家レジリエンス計画」  
(National Resilience Plans)

- 重要インフラに対して洪水以外の自然災害に対する長期的なレジリエンス向上及び維持
- 既存の規定・規則類の見直し、必要な規定・規則類の整備、必要な政策の立案等

※重要インフラ: 英国内での日常生活に必要不可欠、又は国家として社会的・経済的に継続するために必要な施設、システム、拠点、ネットワーク  
- 通信、警察・消防、エネルギー、金融、食料、政府機能、医療、交通・物流、上下水道(ダム含む)

## <米国>

- 2005年のハリケーン・カトリナの被害等を受け、これまでの危機管理体制の見直しに着手

「国家準備(事前防災)目標」  
(National Preparedness Goal) (2007年改訂)

- 各種のリスクに対するシナリオの提示

「国家危機管理システム」  
(National Incident Management System) (2008年改訂)

- 危機管理への総合的・国家的な標準形を提示

「国家インフラ防護計画」  
(National Infrastructure Protection Plan) (2009年改訂)

- 重要な国家インフラを保護するためのリスクマネジメントの枠組みについて規定

### 実施予定項目

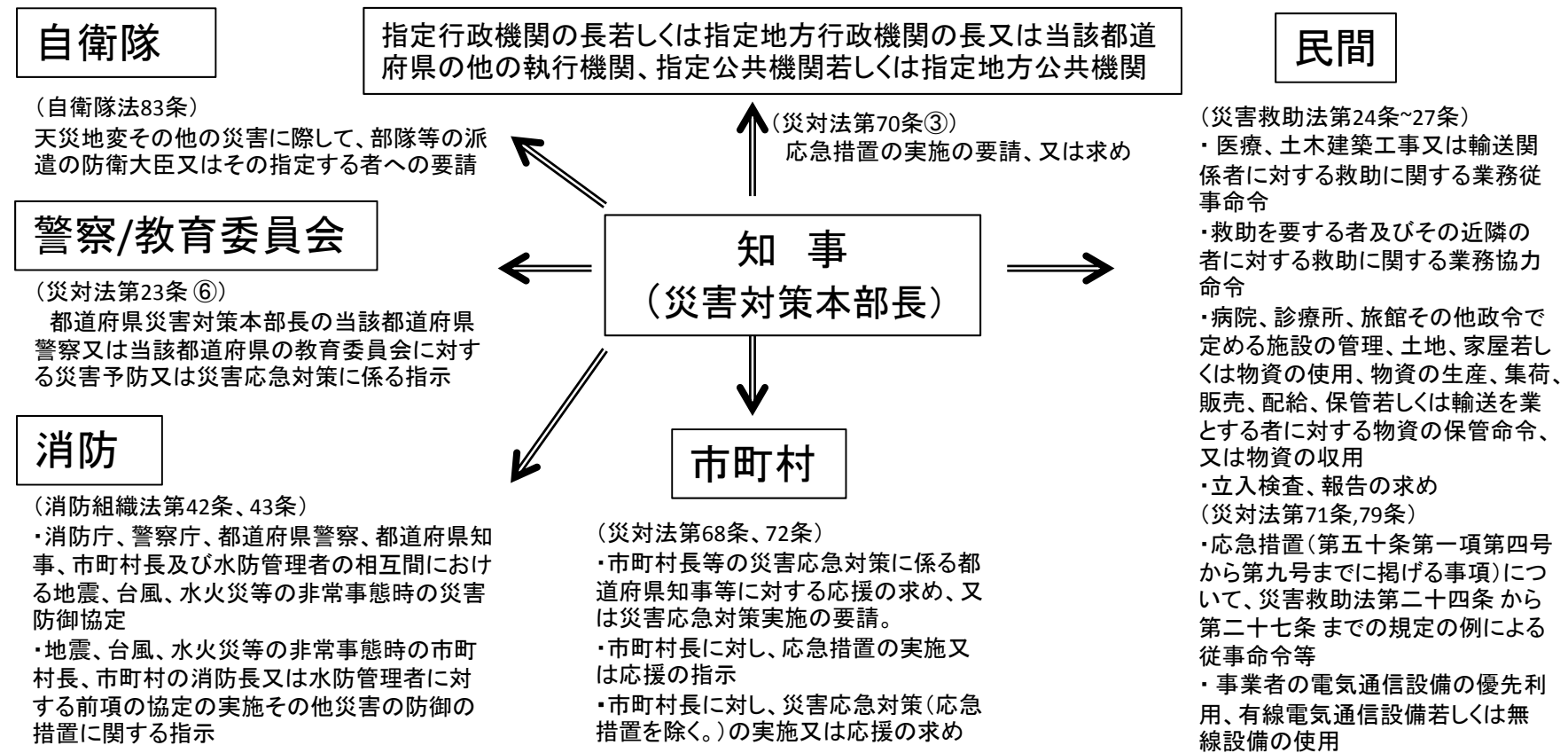
- ・テロリズム及びその他の脅威(自然災害、人為的事故等)に関する理解と情報共有の推進
- ・重要インフラの防護対策及び強靱性向上策について情報共有及び実施に必要なパートナーシップの確立
- ・リスクマネジメントプログラムの実施

「分野別計画」(The Sector-Specific Plans)

- 国家インフラ防護計画のリスクマネジメントの枠組みを、重要インフラの各分野の特性やリスク環境に適用するための計画

※重要インフラ: 米国にとってきわめて重要なシステムもしくは資産  
- 農業・食糧、防衛施設、エネルギー、医療、国家モニュメント、金融、水道、化学産業、商業施設、重要製造業、ダム(治水)、警察・消防、原子力、情報技術、通信、交通・物流、政府機能

# (参考1) 災害対応における知事の主な措置権等



(災害対策基本法第4条①)(都道府県の責務)  
・都道府県は、…関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

(災害対策基本法第47条)(防災に関する組織の整備義務)  
・地方公共団体の長その他の執行機関…は、法令又は防災計画の定めるところにより、…災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。  
・法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(災害救助法第22条)  
・都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

## (参考2) 他都道府県への応援規定等

### (1) 応援協定等による場合

- ①災害対策基本法第8条第2号 施策における防災上の配慮規定  
地方公共団体の相互応援及び…広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項
- ②災害対策基本法第49条の2 円滑な相互応援の実施のために必要な措置  
災害予防責任者は、…災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ③災害対策基本法第74条 都道府県知事等に対する応援の要求  
都道府県知事等は、…他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。
- ④災害対策基本法第29条職員派遣の要請

### (2) 国が関係する場合

- ①災害対策基本法の規定により、要請があった場合
  - ・第74条の2第1項の規定による「応援の求め」の求め
  - ・第86条の6第2項の規定に基づく広域一時滞在に関する助言の求め
  - ・第30条第2項の規定に基づく職員派遣のあっせんの求め
- ②災害対策基本法第74条の2第3項の規定を適用する場合(緊急時の応援の求め)
- ③災害救助法第31条の規定を適用する場合(応援の指示)
- ④災害対策基本法第28条又は第28条の6の規定による非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示

#### ※災害対策基本法第33条 派遣職員に関する資料の提出等

指定行政機関の長…、都道府県知事…は、内閣総理大臣に対し、…職員の派遣が円滑に行われるよう、定期的に、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を提出するとともに、当該資料を相互に交換しなければならない。

#### ※災害対策基本法第74条の2第4項(市町村に対する県外応援の要請)

災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、…内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、…市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

(参考3)

## 防災スペシャリスト養成研修(国と地方の防災を担う人材の育成)

### 1. 防災スペシャリストの育成

#### (1)対象

- ① 地方自治体・指定公共機関等の防災担当の一般職員(約20名、1年間)
- ② 市町村の防災担当の一般職員(約20名×第3、4四半期)

#### (2)内容

- ① 防災対策全般にかかる内閣府企画の研修に参加(10日間)。
- ② 2. (2)①の研修に参加。
- ③ 内閣府防災におけるOJT研修。
- ④ 内閣府防災および関係省庁担当者による講義を受講。
- ⑤ 防災関係施設や訓練等を見学。
- ⑥ 国交大、消防大等の外部機関研修に参加。

### 2. 「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用した防災・減災を担当する人材の育成

#### (1)対象

- 国・地方公共団体で防災に携わる
- ① 防災担当一般職員(係長級未満程度)
  - ② 防災担当中堅職員(係長級以上課長補佐級以下程度)
  - ③ 幹部職員(課長級以上程度)

#### (2)内容

- 職員の職務内容と経験に応じ、情報収集・分析能力、事案対処の立案能力等、総合的防災対応力を養成するため、下記の研修に参加。
- ① 防災担当一般職員向け研修(4日間、年2回)
  - ② 防災担当中堅職員向け研修(4日間、年2回)
  - ③ 幹部職員向け研修(2日間、年2回)

### 3. 地域防災リーダーの育成

#### (1)対象

地域の自主防災組織等のリーダーとして見込まれる者

#### (2)内容

- ① 国の知見を踏まえた横断的なカリキュラム及び教材を開発し、地方公共団体に共有。
- ② 地方公共団体で実施する研修に講師の派遣。



## 平成25年度「地域において防災を担う人材の育成」事業 【内閣府における1年研修コース】

### 第1 目的

南海トラフ巨大地震などの大規模広域な自然災害に的確・迅速に対応するためには、国の緊急災害対策本部（災害現地対策本部を含む）等と地方自治体の災害対策本部との連携、発災時の適切な広域応援や受援体制の構築等国と地方自治体との緊密な連携が不可欠であり、そのためには平素から国・地方自治体、地方自治体相互間の緊密な協力・連携体制を確立しておく必要がある。

また、中・小規模災害においてもその対応の成否は「災害経験」の有無にかかっており、「災害経験」を蓄積する場が必要である。

このため、地方自治体職員に対する研修等を実施し、「災害経験」を共有、蓄積することによる地域の防災力強化と、職員間のネットワーク構築による国・地方を通じた防災体制の充実を図る。

### 第2 地方の防災スペシャリストとなる人材育成プログラム

#### （1）募集人員、研修期間等

- ①募集人員：主に都道府県の職員10名（市町村の職員も参加可能）
- ②研修期間：1年（平成25年4月～平成26年3月：約50日研修等に参加、約200日（日数は勤務日ベース）内閣府防災で勤務しつつOJT研修）
- ③対象職員：防災担当の一般職員（40歳未満程度）（経験者及び今後見込まれる者を含む）を基本とする。（応相談）

#### （2）OJT研修の内容

平時においては、内閣府防災内の各参事官室で業務に従事して各種施策の企画立案などに参加しつつ、大規模地震対策の各種検討会等を傍聴し、防災に関する知識の習得を図るとともに、大臣視察等に随時して地方の防災対策の状況を把握する。

災害発生時には、政府調査団等に補助員としての随行や、政府の災害対策本部の補助員となるなどの業務を行いながら「災害経験」を共有する。

#### 【参考】各参事官室の主な業務

- ①総括担当  
政策統括官の所掌事務に関する総合調整、国会対応、組織、法制、広報、予算、会計、中央防災会議の庶務等
- ②災害緊急事態対処担当  
大規模災害発生時の初動対応、災害応急対策活動要領等の各種災害対応マニュアルの策定・改善・運用、総合的な防災訓練の企画・実施等
- ③地方・訓練担当  
「総合防災訓練大綱」の策定及びこれに基づく訓練の企画・実施等、防災に関する地方との連携、国及び地方公共団体の防災関係職員等に対する研修の企画・実施等
- ④調査・企画担当  
地震、津波、火山、風水害等大規模災害の防災に関する事項の企画・立案等
- ⑤防災計画担当  
防災基本計画・地域防災計画・防災業務計画等に係る企画・立案、国・地方公共団体・その他の公共機関の業務継続計画に係る企画・立案等
- ⑥普及啓発・連携担当  
防災白書の策定、災害被害を軽減する普及啓発活動の実施、企業の事業継続計画（BCP）策定の推進、防災ボランティア活動の環境整備、国際防災協力の推進等





- ⑦被災者行政担当  
被災者支援に関する企画・立案等の総合調整、被災者生活再建支援金の支給、災害に係る住家の被害認定、災害時要援護者対策、避難所における環境の改善等
- ⑧事業推進担当  
災害復旧・復興に関する施策等の推進、防災に係る拠点施設の整備及び運用、防災情報システムの整備及び運用・管理、内閣府の設置する防災に係る通信施設の建設、維持及び管理等

(3) OJT以外の研修内容等

防災に関する多様な機関による専門研修や防災関係施設の視察、訓練の見学等を通じて、知識、経験ともに豊富な防災スペシャリストとなる人材を育成するとともに、国と地方自治体及び自治体間の相互理解を深める。また、職員間の顔の見えるネットワーク構築により、災害発生時のスムーズな連携に資する。このため、以下の研修を行う。

- ①外部有識者による講義、討論、演習、講評等を内容とする内閣府企画の研修
  - 1) 一般職員向け研修 (5日間程度)  
災害対策の基礎的な項目に関する講義や演習等を内容とし、情報収集・分析能力、事案対処の立案能力等、基本的な防災対応力を養成する。
  - 2) 総合研修 (10日間程度)  
災害応急対策から普及啓発、被災者支援、復旧、復興等まで、防災対策全般にかかわる施策に関する講義等を内容として、総合的な防災対応力を養成する。特に災害応急対策については、オペレーショナルームを備えた「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用した演習等を行うことにより、実践的な災害対応能力を養う。
- ②内閣府防災各参事官室、関係省庁担当者による講義の受講 (5日程度)  
内閣府防災内各室の業務に関連した講義や、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、気象庁等における災害対応に関する講義を受講する。
- ③防災関係施設や訓練等の視察、見学 (10日程度)  
立川広域防災基地、有明の丘基幹的広域防災拠点施設、東扇島東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設を始め、実働省庁の施設や防災に関する研究機関、東日本大震災被災地等の視察を行うとともに、防衛省、警視庁、東京消防庁等の訓練を見学する。
- ④関係省庁の研修機関における既存の研修の受講 (20日程度)  
国土交通大学校、消防大学校等の既存研究機関における災害対応に関する研修を受講する。

### 第3 服務関係等

研修員の身分、研修に要する費用等については以下のとおり取り扱うものとする。

- ①研修員の身分  
研修員は、研修期間中においても当該地方公共団体等の身分を保有する。
- ②研修に要する費用  
研修員に係る赴任旅費については、当該地方公共団体等が負担する。なお、研修期間中の研修等に要する旅費は当該地方公共団体と内閣府が協議の上、決定する。
- ③研修期間中の住居について  
研修期間中の住居は当該地方公共団体等において確保するとともに、住居に要する一切の費用は、当該地方公共団体等が負担する。
- ④その他  
上記①から③の他、研修に関し必要な事項は別添「内閣府本府行政実務研修実施要綱」及び「内閣府本府行政実務研修実施細則」に基づき取り扱う。

本件照会先：内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (地方・訓練担当) 付  
参事官補佐 吉見 [seitarou.yoshimi@cao.go.jp](mailto:seitarou.yoshimi@cao.go.jp) 主査 木全 [youta.kimata@cao.go.jp](mailto:youta.kimata@cao.go.jp)  
電話：03-3503-9394 (直通)

## 防災スペシャリスト養成研修 外部機関研修一覧

実施機関	研修名	受講の効果
国土交通大学	土砂災害防止対策〔警戒避難等〕	<p>国や地方公共団体で土砂災害防止対策に関する業務を担当する係長等とともに、講義や課題研究等に取り組むことで、次のような知識の修得や能力の向上を図ることが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害防止法における一連の知識の体系的な修得</li> <li>○ 警戒区域等の指定のための住民との合意形成に関する取り組みや住民と一体となった警戒避難体制の整備に関する管理・運用の修得</li> <li>○ 課題研究による問題解決能力・企画立案能力の向上</li> </ul>
	GIS 基礎Ⅰ期 GIS 基礎Ⅱ期	<p>講義、実習及び課題研究を通じたGISの初歩的・具体的な取扱い方法の修得により、出身自治体におけるGISを利用した業務の効率化やサービス水準の向上に役立てることが可能。</p>
	大規模地震・津波対策	<p>東日本大震災における関係機関の行動と評価・課題及び地震・津波への備えと発災後のあり方に関する講義や課題研究により、首都直下地震や南海トラフ地震等に対する事前・事後の対応を適切に進めるための基本知識を修得することで、出身自治体の防災対策に役立てることが可能。</p>
	災害初動対応〔地理空間情報〕	<p>講義や課題研究を通じた次のような技術の修得等により、効率的に初動対応を行う能力を身に付けることで、出身自治体の大規模広域災害時における被害の抑制に向けた業務に役立てることが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災時などの悪条件で有効な地理空間情報の活用技術の修得</li> <li>○ 住民等々に組織的避難を自発的に行わせるための合意形成技術の取得</li> </ul>
	災害物流	<p>民間の物流関連企業等の職員とともに、講義や課題研究、実地見学を通じて、各々の役割の把握や災害時における支援助物資物流等に関する専門知識を修得することで、出身自治体の防災対策に役立てることが可能。</p>

国土交通大学	地域防災 GIS 〔初心者〕	講義、実習及び課題研究により、GISの中級までの操作手法を修得し、また、地域防災、災害対応等におけるGISの役割と効果等を理解することで、出身自治体における防災計画の策定や液状化対策、発災後の道路やライフラインの復旧等といった業務に役立てることが可能。
	危機管理	国交省の地方整備局等の中間管理職の方々とともに、自然災害における危機管理体制等についての専門知識や危機管理におけるリスク対応、経験者による災害対応活動の要点等に関する講義及び災害対応演習等に取り組むことで、災害対策の基本や発災後対応方法、注意点等の知識の修得と、情報収集能力、状況分析能力、判断力の向上を図ることが可能。
自治大学校	新時代・公共政策コース	今後の防災・危機管理政策に関する講義や、先進的な取り組みを行っている自治体の職員を講師として課題解決手法を学ぶ「先進地ケーススタディ演習」等により、諸課題に迅速に対応し、的確な政策が展開できる能力の向上を図ることが可能。
消防大学校	自主防災組織育成コース	自主防災組織育成及び市民防災活動の実際等に関する講義や課題研究により、自主防災組織の育成業務に必要な知識及び能力を修得することで、防災のエキスパートとして出身自治体の防災対策に役立てることが可能。
	危機管理・国民保護コース	危機管理の理論や実務等に関する講義及び「課題討議・研究や図上訓練等により、自治体の危機管理・防災実務管理・国民保護業務に必要な知識及び能力を修得し、防災のエキスパートとして出身自治体の防災対策に役立てることが可能。
市町村アカデミー	地域の防災対策	市町村の中堅職員とともに、講義、演習等を通じて、大地震や台風・大雨等の大規模災害に対する地域の防災対策の在り方や自治体のすべきことを学ぶことで、防災のエキスパートとして、災害対応力の向上を図ることが可能。
	防災と危機管理	市町村の中堅職員とともに、地震や風水害等に備えた地域防災力の強化、災害発生時の効果的な情報伝達、住民・NPO・事業者と行政の協働等に関する講義、演習等に取り組むことで、自治体における実践的な災害対応力・危機対応力の向上を図ることが可能。